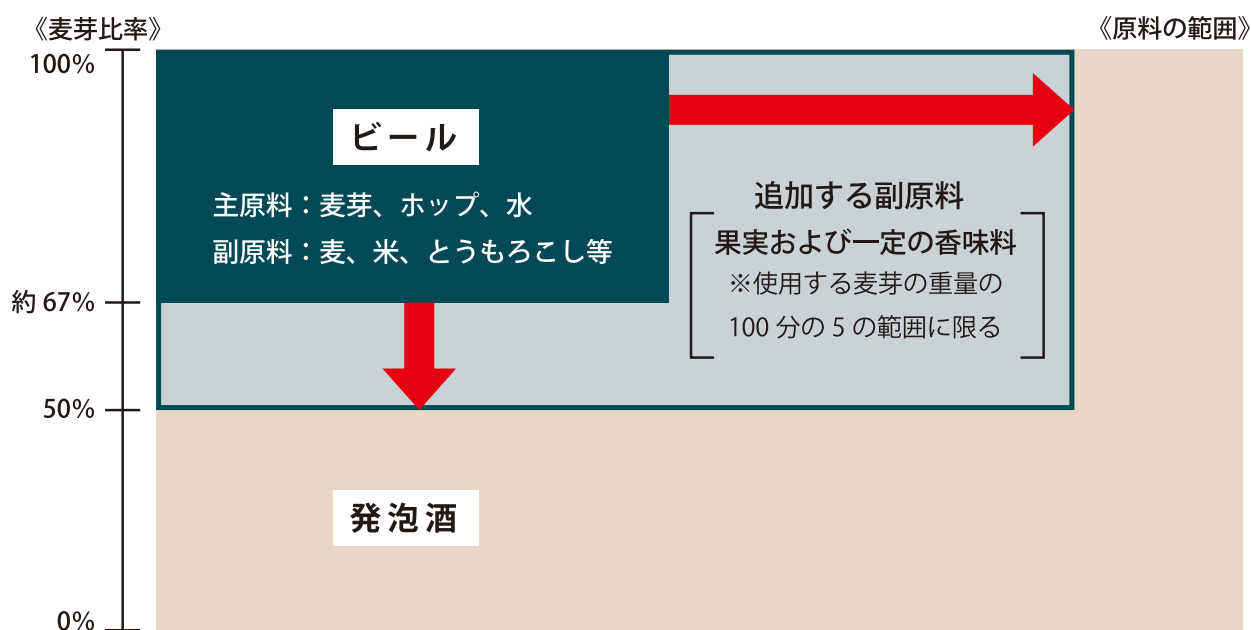


酒税法等改正に伴う表示変更のご案内

この度、平成30年4月1日からの酒税法改正に伴い、
弊社「常陸野ネストビール」一部商品の
酒類の品目が変更となりますのでご案内申し上げます。

法改正後の「ビール」の定義

1. 麦芽使用比率 約67%以上から50%以上へ引き下げ
2. 副原料に果実及び香味料の追加



※「酒税法等改正のあらまし」(税務署)参照

表示移行期間

平成30年4月1日～9月31日

4月1日より順次切り替えてまいります。上記の移行期間は従来の表示と新表示の商品が混在します。

対象商品

1. ホワイトエール(発泡酒→ビール)
2. 賀正エール(発泡酒→ビール)
3. エスプレッソスタウト(発泡酒→ビール)
4. リアルジンジャーエール(発泡酒→ビール)
5. だいだいエール(発泡酒→ビール)

※詳しくは裏面をご覧ください。▶▶

【お問い合わせ】

〒311-0133 茨城県那珂市鴻巣 1257

tel 029-212-5111 fax 029-212-5115

www.kodawari.cc



木内酒造合資会社

《 発泡酒からビールへの品目変更根拠資料 (平成30年4月1日以降) 》

今回の品目変更は、「常陸野ネストビール」現商品中の発泡酒7種類が対象となり、2種類に関しては米麴を使用又は麦芽に関する比率が5%以上となるため変更無しとなります。

従来の品目		発泡酒						
H30.4.1以降の品目		発泡酒→ビール					発泡酒	
商品名		ホワイト エール	だいだい エール	リアルジン ジャーエール	エスプレッソ スタウト	賀正エール	セゾンドゥ ジャポン	塩梅エール
ビール指定 原料	麦芽	○	○	○	○	○	○	○
	ホップ	○	○	○	○	○	○	○
	麦	○			○			
	米							
政令で定め るビールの 副原料	乳糖							
	果汁	○	○					○
	オレンジピール	○				○		
	コリアンダー	○				○		
	ナツメグ	○				○		
	コーヒー				○			
	生姜			○				
	福来みかんピール		○					
	シナモン					○		
	バニラ					○		
	オイスター							
	梅							○
柚子						○		
ビール指定 外副原料	塩							○
	麴						○	
販売形態	330mlボトル	○	○	○	○	○	○	○(輸出のみ)
	350ml缶	○	—	—	—	—	—	—
	樽	○	○	○	○	○	○	○
麦芽に対する比率 (%)		3.33	3.77	1.10	0.58	0.32	18.23	24.71



木内酒造合資会社